

# 若竹学級利用に係るQ & A

## 1 入級・利用基準

---

- Q1-1** 利用料の滞納がありますが利用できますか。(兄弟姉妹分の滞納を含む)
- A1-1** 滞納がある場合は、利用を制限する場合があります。
- Q1-2** 長期休み(夏休み等)のみの利用はできますか。
- A1-2** 申請期限までに必要な「利用申請書類」を提出いただければ、審査・空き状況により利用できます。
- Q1-3** 産前産後休暇(産休)のみの利用はできますか。
- A1-3** 保護者が、①8週間以内に出産を予定している期間、または、②出産してから8週間以内の期間利用できます。※多胎妊娠の場合、産前14週以内
- Q1-4** 慣らし保育はありますか。
- A1-4** 慣らし保育はありません
- Q1-5** 勤務終了時刻が、平日の午後2時30分より早い場合は利用できますか。
- A1-5** 原則として、平日の午後2時30分～6時30分の一部又は全部の時間に勤務されている場合に利用できます。  
また、夜間勤務や交代勤務で平日の午後2時30分～6時30分に自宅で休まれている場合も利用できます。
- Q1-6** 勤務が週に何日以上あれば利用できますか。
- A1-6** 月12日以上かつ月48時間以上勤務されている場合に利用できます。  
勤務されている時間帯等により利用区分(通年・長期休みのみ)が異なりますので、ご注意ください。
- Q1-7** 自宅に祖父母がいますが病気がちで子供の世話ができません。入級できますか。
- A1-7** 祖父母(監護者)が疾病、負傷等のため加療を要する場合は、祖父母様の診断書をご提出いただき審査いたします。  
※「加療を要する期間」「児童を監護できない旨」の記載が必要です。  
また、利用開始日時点で75歳以上の場合、年齢が確認できる公的な本人確認書類の写しをご提出いただき審査いたします。
- Q1-8** 両親が勤務しており、他の同居人も病気の場合は入級できますか。
- A1-8** 他の同居人の方の診断書をご提出いただき、書類の内容や聞き取りを踏まえ、入級の可否を判断します。

- Q1-9 仕事をしていない場合でも、利用申請できますか。  
A1-9 仕事をしていなくても、監護者の就学・疾病・障がい・要介護や、親族等の介護・看護を行う場合、出産や求職等の場合は申請できます。
- Q1-10 求職中ですが若竹学級の利用はできますか。  
A1-10 監護者が求職中の場合も利用できます。利用期間は、入級が決定した月の1日から通算3ヶ月が最長とし、年度内に1回限りの利用となりますので、ご了承ください。(提出書類についてはQ2-8参照)
- Q1-11 若竹利用中に途中退出し塾等へ通い、再び若竹へ戻ってくることはできますか。  
A1-11 若竹学級では中抜けして利用することはできません。
- Q1-12 今年度、異なる時期に兄弟姉妹で利用したいのですが、口座は引き継がれますか。  
A1-12 異なる時期に申し込みした場合、利用申請書の保護者様が兄弟姉妹で同一の場合に引き継がれます。  
例) 兄 申込 申請者 父  
例) 弟 申込 申請者 母 ⇒口座は引き継がれません。

## 2 入級手続きについて

---

- Q2-1 入級申請の書類はどこにありますか。  
A2-1 各小学校の若竹学級にあります。  
また、「和歌山市青少年課」または「株式会社KEG リソース 若竹学級」ホームページからも、一部の様式についてダウンロードできます。(複写式の書類等、ダウンロードできない書類がございますのでご注意ください。)
- Q2-2 入級はいつできますか。  
A2-2 「若竹学級利用申請書のしおり」に記載しています。  
利用する月の前々月1日～前月10日の期間に申請すれば、翌月の1日から利用できます。(例：9月入級→7月1日～8月10日までに申請)
- Q2-3 就労証明書の保護者記入欄は、勤務先で記入してはいけませんか。  
A2-3 勤務先で記入していただいても結構です。
- Q2-4 就労証明書の会社が押印する欄は、代表取締役のものでないといけませんか。  
A2-4 適切な代表者(所属長等)のもので代えることができます。肩書を明確に記載してください。(訂正の場合も同じ印を使用してください。)
- Q2-5 入級結果はいつ発表になりますか。

A 2-5 前月10日の締切後に審査のうえ、結果をご連絡いたします。  
締切日が休日等で後ろにずれる場合、月末近くになることもございますので、ご了承ください。

Q 2-6 書類が期限に間に合いません。

A 2-6 監護者の急病などの特別な事情を除き、期限経過後の申請・利用はできません。

Q 2-7 家族が個人事業主として働いており、その手伝いをしています。どのような書類が必要ですか。

A 2-7 就労申告書(個人事業主・専従者等)と事業主の確定申告書Bの写しが必要です。  
配偶者が専従者の場合は、確定申告書B第二表の写し(事業専従者に関する事項欄に氏名の記載が必要)の提出が必要です。

配偶者控除や扶養控除となっている場合は対象外で、若竹学級の利用はできませんので、ご注意ください。

Q 2-8 求職中です。どのような書類が必要ですか。

A 2-8 ご本人様の求職活動の内容に合わせ、下記の書類をご用意ください。

① ハローワークの受付票のコピー

(ご本人様の氏名、バーコードが記載されているA4用紙)

② 求人申込完了画面のコピー

(求職サイトなどを利用し、インターネットで申し込まれた場合)

③ 求職活動誓約書

(ハローワークへ訪問し求人検索やご相談された日、企業への面接日などを活動実績として数えてください。利用申請日までの30日間に5日以上の実績が必要です。)

※①②のいずれか1つと、③の計2点をご提出ください。

Q 2-9 通学していない若竹学級に入級できますか。

A 2-9 若竹学級は、通学している(予定の)小学校、義務教育学校の若竹学級のみ利用可能です。

### 3 利用変更について(住所変更・就労先変更等)

---

Q 3-1 住所変更したのですが、どうすればいいですか。

A 3-1 市内の他校に転校し、転校先でも若竹学級を利用する場合は、転校前の若竹学級に「利用終了届」を、転校先の若竹学級に「放課後児童健全育成事業利用申請書」を通常の利用申請と同様に前月10日までに提出してください。

なお、転校先の若竹学級が定員に達している場合は、空きが出るまで待機いただく場合があります。

転校先の学校が確定して、転校前に上記の手続きを行う場合、住所変更により校区が変わることを確認できる書類(住居の売買契約書、賃貸借契約書の写し等)を添付してください。

Q3-2 年度途中で就労先が変わった場合、就労証明書の提出は必要ですか。

A3-2 「放課後児童健全育成事業利用申請変更届」と新しい「就労証明書」を提出してください。

Q3-3 離婚等で保護者が変わるので、登録している保護者名を変更したいのですが、どうすればいいですか。

A3-3 「放課後児童健全育成事業利用申請変更届」の提出が必要です。

#### 4 利用料について

---

Q4-1 利用料の支払いはいつですか。

A4-1 「若竹学級利用申請書のしおり」の最終ページに各月の納期限を記載しています。

Q4-2 月の途中に入級・利用終了した場合、1か月分の利用料がかかりますか。

A4-2 1日も利用がない場合でも、在籍していれば1か月分の利用料が必要です。

Q4-3 利用を終了したいのですが、いつまでに届を出せば利用料はかかりませんか。

A4-3 利用を終了する月の末日までに、「利用終了届」を提出してください。

(例)5月で利用を終了する場合

→5月末までに「利用終了届」を提出してください。

Q4-4 離婚等でひとり親になった場合、利用料の減免はありますか。

A4-4 所得の状況等により減免になる場合があります。詳しくは、入級決定時にお渡しする資料をご確認ください。

Q4-5 利用料の減免はどこに提出すればいいですか。

A4-4 市役所の青少年課へ提出してください。(各小学校の若竹学級ではありません。)